

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第六号)

改正 平成二十年 三月二十四日規則第一号

平成二十二年 四月九日規則第三号

平成二十三年 六月二十八日規則第九号

平成二十三年 四月二十五日規則第三号

平成二十三年 五月二十七日規則第五号

平成二十三年十二月二二日規則第七号

平成二十四年 五月一六日規則第五号

平成二十四年 十月一九日規則第七号

平成二十五年 六月二十四日規則第三号

平成二十六年 八月二十九日規則第一号

平成二十七年 六月五日規則第六号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十一号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第二条 任命権者は、条例第四条第二項本文の定めるところに従い週休日(条例第三条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。)及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(条例第五条に規定する勤務日をいう。次条及び第二十条において同じ。)が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は、条例第四条第二項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、広域連合長と協議するものとする。

（週休日の振替等）

第三条 条例第五条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替（条例第五条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は四時間の勤務時間の割り振り変更（同条の規定に基づき勤務日（四時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち四時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を条例第五条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は四時間の勤務時間の割り振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第十条第一項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、四時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

（勤務時間等）

第四条 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、正午から午後一時までの間は、休憩時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、育児、介護、通勤等に関する特別な事情がある職員から申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の休憩時間を正午から午後零時四十五分までとし、当該職員の勤務時間の終業の時刻を十五分繰り上げることができる。

3 任命権者は、職務の特殊性により前二項の規定によることが困難である職員の勤務時間の割振り等については、広域連合長の承認を得て、別に定めることができる。

第五条 条例第六条第二項の規定により休憩時間を一斉に与えないことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 交替によつて勤務させる場合
- 二 危険防止上必要があると認められる場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、任命権者が職務の特殊性があると認める場合で、休憩時間を一斉に与えないことが休憩の自由利用を妨げず、かつ、勤務を過重なものとしないと認められるとき。

（週休日及び勤務時間の割振り等の明示）

第六条 任命権者は、条例第三条第一項ただし書の規定により週休日を設け、同条第二項の規定により勤務時間を割り振り、条例第四条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、条例第六条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、広域連合長の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

（育児短時間勤務職員についての適用除外等）

第六条の二 第二条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には、適用しない。

（断続的勤務）

第七条 条例第七条第一項の規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁舎の監視を目的とする勤務とする。

2 任命権者は、条例第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」と総称する。）の正規の勤務時間において職員に前項に規定する勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第八条 任命権者は、職員に前条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない

い。

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第九条 任命権者は、条例第七条第二項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

第十条 任命権者は、条例第七条第二項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（超勤代休時間の指定）

第十条の二 条例第七条の二第一項の規則で定める期間は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号。以下「給与条例」という。）第十五条第四項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日まで期間とする。

2 任命権者は、条例第七条の二第一項の規定に基づき超勤代休時間（同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第十条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第四項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第十五条第四項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一 給与条例第十五条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十二

号。以下「育児休業条例」という。）第十五条（育児休業条例第十八条において準用する場合を含む。）又は給与条例第十五条第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 給与条例第十五条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分（年次有給休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあつては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第七条の二第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第七条の二第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 超勤代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

（育児を行う職員の早出遅出勤務）

第十条の三 条例第七条の三第一項第二号の規則で定めるものは、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第四項に規定する放課後等デイサービスをを行う事業若しくは同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活

活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十七条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。

2 条例第七条の三第一項の規定による請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。

（育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等）

第十条の四 職員は、早出遅出勤務請求書（第一号様式）により、早出遅出勤務（条例第七条の三第一項に規定する早出遅出勤務をいう。）を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ同項の規定による請求を行うものとする。

2 条例第七条の三第一項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなつた場合にあつては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、条例第七条の三第一項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第十条の五 条例第七条の三第一項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

一 当該請求に係る子が死亡した場合

二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第七条の三第一項に規定する職員に該当しなくなつた場合

四 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつた場合

2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第七条の三第一項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であつたものとみなす。

3 前二項の場合において、職員は遅滞なく第一項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届（第二号様式）により任命権者に届け出なければならない。

4 前条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限）

第十一条 条例第八条第一項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

一 深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において就業していない者（深夜における就業日数が一月について三日以下の者を含む。）であること。

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

三 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である者又は産後八週間を経過しない者でないこと。

2 条例第八条第一項の規定による請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第十二条 職員は、深夜勤務制限請求書（第一号様式）により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間（六月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の一月前までに条例第八条第一項の規定による請求を行うものとする。

2 条例第八条第一項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

い。

3 第十条の四第三項の規定は、条例第八条第一項の規定による請求について準用する。

第十三条 条例第八条第一項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

一 当該請求に係る子が死亡した場合

二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができないものとして第十一条第一項に定める者に該当することとなった場合

2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第八条第一項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間終了日とする請求であつたものとみなす。

3 前二項の場合において、職員は、遅滞なく第一項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届により任命権者に届け出なければならない。

4 第十条の四第三項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第十四条 条例第八条第二項又は第三項の規定による請求は、子が出生する前においてもすることができるとする。
(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第十五条 職員は、時間外勤務制限請求書(第一号様式)により、当該請求をする一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(一年又は一年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第八条第二項又は第三項の規定による請求を行わなければならない。この場合において、条例第八条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重

複しないようにしなければならない。

2 条例第八条第二項又は第三項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、条例第八条第二項又は第三項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、条例第八条第二項又は第三項の規定による請求が、当該請求があつた日の翌日から起算して一週間を経過する日（以下「一週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であつた場合で、条例第八条第二項又は第三項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から一週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 第十条の四第三項の規定は、条例第八条第二項又は第三項の規定による請求について準用する。

第十六条 条例第八条第二項又は第三項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

一 当該請求に係る子が死亡した場合

二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第八条第二項又は第三項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。

一 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

二 当該請求に係る子が、条例第八条第二項の規定による請求にあつては三歳、同条第三項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合

3 前二項の場合において、職員は、遅滞なく第一項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届により任命権者に届け出なければならない。

4 前条第五項の規定は、前項の届出について準用する。

（介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第十七条 第十条の四、第十条の五（同条第一項第三号及び第四号を除く。）、第十一条（同条第二項を除く。）、第十二条、第十三条（同条第一項第三号及び第四号を除く。）、第十五条及び前条（同条第一項第三号及び同条第二項各号を除く。）の規定は、条例第十五条第一項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第十条の五第一項第一号、第十一条第一項第二号、第十三条第一項第一号及び前条第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、第十条の五第一項第二号、第十三条第一項第二号及び前条第一項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第十一条第一項第二号中「養育」とあるのは「介護」と、第十五条第一項から第三項まで及び第五項中「条例第八条第二項又は第三項の」とあるのは「条例第八条第三項の」と、同条第一項中「ならない。この場合において、条例第八条第二項の規定による請求に係る期間」と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第二項及び第三項中「条例第八条第二項又は第三項に」とあるのは「同項に」と、前条第一項及び第二項中「条例第八条第二項又は第三項」とあるのは「条例第八条第三項」と、同項中「次の各号」とあるのは「前項第一号又は第二号」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（その他の事項）

第十八条 第十一条から前条までに規定するもののほか、深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

（代休日の指定）

第十九条 条例第十条第一項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする八週間後の日までの

期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第七条の第二項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。

2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の指定の手續に關し必要な事項は、広域連合長が定める。

（年次有給休暇の日数）

第二十条 条例第十二条第一項第一号（育児休業条例第十四条（育児休業条例第十八条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十一条の二において同じ。）の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 百五十五時間に育児休業条例第十四条（育児休業条例第十八条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第二条第一項又は第二項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

第二十一条 条例第十二条第一項第二号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 当該年の中途において、新たに職員となった者（次号に掲げる職員を除く。） その者の当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、広域連合長が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

二 当該年において地方公営企業労働関係法適用職員等（条例第十二条第一項第三号に規定する地方公営企業労働関係法適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員になったもの 地方公営企業労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。第四項第二号において同じ。）である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、広域連合長が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

2 条例第十二条第一項第三号の規則で定める法人は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社及びこれに準ずる法人であると広域連合長が認める法人とする。

3 条例第十二条第一項第三号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であつた者であつて引き続き当該年に地方公営企業労働関係法適用職員等になり引き続き再び職員となったものとする。

4 条例第十二条第一項第三号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数

イ 当該年の初日に職員となった場合 二十日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該残日数が二十日を超える場合にあつては、二十日）を加えて得た日数

ロ 当該年の初日後に職員となった場合 この号のイの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

二 再任用職員 その者の勤務時間等を考慮し、広域連合長が別に定める日数

5 第一項第二号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、広域連合長が別に定める日数とする。

第二十一条の二 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときは、当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる日数に同条第二項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日まで使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

一 斉一型育児短時間勤務を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間の勤務日の日数で除して得た率

二 不斉一型育児短時間勤務を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

三 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を七時間四十五分とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

四 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を七時間四十五分とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更に於ける一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(年次有給休暇の繰越し)

第二十二條 條例第十二條第二項の規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の二十日(第二十條各号に掲げる職員に於ては、同條の規定による日数)を超えない範囲内の残日数(当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合に於ては、当該残日数に前条各号に掲げる場合に於て、当該各号に定める率を乗じて得た日数とし、一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)とする。

(年次有給休暇の単位)

第二十三條 年次有給休暇の単位は、一日又は一時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合に於て、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、不斉一短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、一時間とする。

3 一時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に於て、当該各号に定める時間数をもって一日とする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 七時間四十五分

二 育児休業法第十條第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に定める勤務の形態の区分に於て、次に定める時間数

イ 育児休業法第十條第一項第一号 三時間五十五分

ロ 育児休業法第十條第一項第二号 四時間五十五分

ハ 育児休業法第十條第一項第三号又は第四号 七時間四十五分

三 斉一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員であるものを除く。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

四 不斉一型短時間勤務職員（第二号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員であるものを除く。） 七時間四十五分（病気休暇）

第二十四条 病気休暇の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間を超えない範囲でその療養期間とする。

一 公務による負傷又は疾病の場合 その療養に必要と認める期間

二 公務によらない負傷又は疾病の場合

イ 結核性疾患 二年

ロ 高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病又は悪性新生物による疾病 百八十日

ハ 精神若しくは神経に係る疾病又はその他の慢性疾患のうち、任命権者が特に必要と認めたもの 百八十日

ニ イからハまでに掲げる疾病以外の負傷又は疾病 九十日

2 前項第二号の病気休暇を与えられた者が、出勤した後六月以内において同一の負傷又は疾病により再び病気休暇を与えられたときは、病気休暇は前後の期間を通算する。

3 第一項に規定する日数には、週休日及び休日を含むものとする。

（特別休暇）

第二十五条 条例第十四条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認められる期間

二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認められる期間

三 職員が骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査を受け又は入院等をするとき 必要と認められる期間

四 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合 必要と認められる期間
イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

五 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合 必要と認められる期間

六 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合 必要と認められる期間

七 生理日における腹痛、腰痛、頭痛等により勤務することが著しく困難である女性職員が申し出た場合 申し出た必要な期間

八 職員が結婚する場合の結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等 連続する七日（週休日、休日及び代休日を除く。）の範囲内の期間

九 職員の妻が出産する場合 三日の範囲内の期間

十 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における五日の範囲内の期間

十一 職員が親族（別表第二の親族欄に掲げる親族に限る。）の喪に服する場合 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

十二 職員が父母、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）及び子の追悼のための特別な行事を行い又はこれに参加する場合 一日の範囲内の期間

十三 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）

を行う場合 一の年において五日以内

イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて広域連合長が定めるものにおける活動
ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

十四 女性職員の出産の場合 出産の予定日以前八週間（多胎妊娠の場合は、十四週間）以内の期間及び出産の日後八週間（産後六週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）ただし、女性職員が請求した場合、出産の予定日以前、出産の日後を通じて十六週間（多胎妊娠の場合は二十二週間）以内の期間（出産の日後にあつては、十二週間（多胎妊娠の場合は、十八週間）を超えない期間）とすることができる

十五 妊娠中又は出産後一年以内の女性職員が母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康審査を受ける場合 妊娠満二十三週までは四週間に一回、妊娠満二十四週から三十五週までは二週間に一回、妊娠満三十六週から出産までは一週間に一回、出産後一年まではその間に一回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一回につき一日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間

十六 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、一日を通じて一時間を超えない範囲内で、各々必要と認められる時間

十七 生後満一年六月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための授乳等を行う場合 一日二回、それぞれ六十分以内の期間（男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合一日二回それぞれ六十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの

期間を差し引いた期間を超えない期間)

十八 妊娠中の女性職員につき、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間

十九 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は予防接種若しくは健康診断を受けるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（その養育する小学校修学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

二十 条例第十五条第一項に規定する要介護者（以下この号において「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

二十一 夏季における職員の保健及び元氣回復のために与える場合 一の年の七月から九月までの期間内における、週休日、条例第七条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除く四日の範囲内の期間

2 前項第九号、第十号、第十九号及び第二十号の休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、一日又は一時間とする。

3 一日を単位とする特定休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4 一時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって一日とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 七時間四十五分

二 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（七時間四十五分を超える場合にあつては、七時間四十五分と

し、一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

三 不斉一型短時間勤務職員 七時間四十五分

（有給休暇の手続）

第二十六条 年次有給休暇又は病気休暇若しくは特別休暇を受けようとする職員は、あらかじめ有給休暇届出・承認願簿（第三号様式）により任命権者に提出しなければならない。ただし、病気、負傷その他やむを得ない事情による場合は、その事由を付して事後において当該手続をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、公務によらない負傷若しくは疾病による病気休暇又は前条第一項第十四号に掲げる休暇の承認を受けようとする職員は、有給休暇届出・承認願簿に私傷病による病気休暇・産前産後休暇承認申請書（第四号様式）及び医師の証明書を添えて、任命権者に提出しなければならない。

3 任命権者は、前項の規定によるもののほか、特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（介護休暇）

第二十七条 条例第十五条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

一 祖父母及び兄弟姉妹

二 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で広域連合長が定めるもの

2 条例第十五条第一項の規則で定める期間は、二週間以上の期間とする。

3 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

4 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間の範囲内とする。

（介護休暇の承認）

第二十八条 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第十五条第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（介護休暇の請求）

第二十九条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに任命権者に請求しなければならない。

2 前項の場合において、条例第十五条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、二週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

（介護休暇の承認の決定等）

第三十条 前条第一項の請求があつた場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。

2 任命権者は、介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（週休日等の特例）

第三十一条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第二条第一項、第三条及び第十九条第一項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、広域連合長の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

（報告）

第三十二条 広域連合長は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

（非常勤職員の勤務時間等）

第三十三条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）の勤務時間は、常勤職員の一週間当たりの勤務

時間の四分の三を超えない範囲内とする。

2 非常勤職員の休暇の基準は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 派遣職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により普通地方公共団体から広域連合に派遣された職員をいう。）で、引き続きこの規則の適用を受けることとなったものに対し、派遣元の規定により任命権者の承認を受けている休暇については、この規則の規定により任命権者が承認した休暇とみなす。

附 則（平成二十二年規則第一号）

この規則は、平成二十一年五月二十一日から施行する。ただし、第二十四条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則（平成二十二年規則第九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に使用された改正前の青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十五条第一項第十九号の休暇については、改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十五条第一項第十九号の休暇として使用されたものとみなす。

附 則（平成二十三年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（第二十一条関係）

在職期間	日数
一月に達するまでの期間	二日
一月を超え二月に達するまでの期間	三日
二月を超え三月に達するまでの期間	五日
三月を超え四月に達するまでの期間	七日
四月を超え五月に達するまでの期間	八日
五月を超え六月に達するまでの期間	十日
六月を超え七月に達するまでの期間	十二日
七月を超え八月に達するまでの期間	十三日
八月を超え九月に達するまでの期間	十五日
九月を超え十月に達するまでの期間	十七日
十月を超え十一月に達するまでの期間	十八日
十一月を超え一年未満の期間	二十日

別表第二（第二十五条関係）

親 族		日 数
配偶者	十日	
父母	七日	
子	七日	
祖父母	三日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日）	
孫	一日	
兄弟姉妹	三日	
おじ又はおば	一日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日）	
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、七日）	
子の配偶者又は配偶者の子	一日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、七日）	
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、三日）	
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		
おじ又はおばの配偶者	一日	
配偶者のおじ又はおば	一日	

第 1 号様式（第10条の4、第12条、第15条関係）

☐ 早出遅出勤務請求書
☐ 深夜勤務制限請求書
☐ 時間外勤務制限請求書

				事務局長			
(任命権者) 様				請求年月日 年 月 日			
次のとおり ☐ 養育 ☐ 介護 のため ☐ 早出遅出勤務 ☐ 深夜勤務の制限 ☐ 時間外勤務の制限 (☐ 条例第 8 条第 2 項) (☐ 条例第 8 条第 3 項) を請求します。				請求者 職氏名 印			
1 請求に係る子又は要介護者	氏 名						
	続 柄						
	子の生年月日	年 月 日生 (☐ 出産予定日)					
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日					
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	☐ 有 ☐ 深夜において就業している ☐ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 ☐ 産前 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）又は産後 8 週間以内である。 ☐ 無						
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容							
4 請求に係る期間	早 出 遅 出 勤 務	年 月 日から		☐ 毎日 ☐ 毎週 曜日 ☐ その他 ()			
	深夜勤務の制限	年 月 日まで					
	時間外勤務の制限	年 月 日から ☐ 1 年 ☐ 月 (12 月に満たないものに限る。)					
5 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由	時 分 始業	【理由】					
	時 分 終業						
(注) 1 について 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の ☐ に ☒ 印を記入する。 2 について ①この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入する。 ②「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が 1 月に 3 日を超えることをいう。 3 について この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。 4 について 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務又は深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前の日を早出遅出勤務終了日又は深夜勤務制限終了日として請求する。 5 について この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入する。							

第2号様式（第10条の5、第13条、第16条関係）

育児又は介護の状況変更届

				事務局長			
--	--	--	--	------	--	--	--

年 月 日 届出

(任命権者)

様

職氏名

印

次のとおり

☐ 早出遅出勤務
☐ 深夜勤務の制限
☐ 時間外勤務の制限

 に係る

☐ 子の養育
☐ 要介護者の介護

の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

☐ 子が死亡した

☐ 職員の子でなくなった

(☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消し)

☐ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった

☐ 子と同居しなくなった

(2) 介護の状況の変更

☐ 要介護者が死亡した

☐ 要介護者と職員との親族関係が消滅した

(消滅の理由：)

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

有給休暇届出・承認願簿

(表)

(年)

(任命権者)	職氏名	年次有給休暇の日数
		繰越日数 本年の日数 計日数 日＋ 日＝ 日

(年次有給休暇)

[illegible]

(裏面有)

(裏)

(病気休暇)

確 認 の 印					届出者の印	期 間					延日数 ・時間数	事 由
任 命 権 者						月	日	時	分から 分まで	日 時間		
月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分		
月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分		
月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分		

(特別休暇)

確 認 の 印					届出者の印	期 間					延日数 ・時間数	事 由
任 命 権 者						月	日	時	分から 分まで	日 時間		
月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分		
月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分		
月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分		
月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分		
月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分		
月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分		
月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分		
月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分		
月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分		
月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分		

欠 勤 届

月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分	
月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分	
月 時 分					月 時 分	月 月 日 日	時 時	分から 分まで	日 時間	日 時間 分	

- (注) 1 届出者又は願出者は、前日までに任命権者に直接届け出、又は願い出ること。
 2 1 によることができないやむを得ない事由がある場合は、その事由を付して事後において任命権者へ届け出、又は願い出ること。
 3 届出者又は願出者及び任命権者は、押印欄に月日及び時間を記入し、確認等の経過を明確にしておくこと。
 4 「延日数・時間数」欄には、7時間45分の年次有給休暇は1日の年次休暇に相当するものとして算出した使用日数・時間数を記入すること。

第 4 号様式（第26条関係）

			事務局長		
--	--	--	------	--	--

私傷病による病気休暇・産前産後休暇承認申請書

(任命権者)		申請		年	月	日
様		職氏名		印		
期 間		年 月 日から 日				
		年 月 日まで				
事 由						
療養場所						
添付書類						
備 考						